

平成25年2月15日

No.279

畜産会 経営情報

主な記事

- ① 行政の窓
平成25年度畜産・酪農関係予算の概要 農林水産省生産局畜産部
- ② セミナー生産技術
中小規模畜産経営のためのエコフィード給与の現状と課題
第2回 エコフィードに関する法規と入手方法 高橋 慶
- ③ セミナー経営技術
畜産経営分析の視点を学ぼう③ 貸借対照表の見方
—早期改善のための畜産経営支援マニュアルより— 編集部
- ④ お知らせ
各種補填金・交付金単価の公表について
- ⑤ あいであ&アイデア
ロールパールのラップをはかした後に飼料をストックできるミニサイロ「くるくるむく蔵」
吉田治男・江波戸宗大

社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

行政の窓

平成25年度畜産・酪農関係予算の概要

農林水産省生産局畜産部

政府は1月29日の臨時閣議で平成24年度一般予算を決定しました。農林水産省予算総額は2兆2976億円で前年度当初予算額の5.7%増。このうち、畜産部関係では1770億円（前年度1741億円）が計上されました。畜産部関係の概要は次の通りです。

畜産・酪農経営安定対策

※印は国が直接実施する事業、その他はALICが実施する事業

() 内は24年度

【【所要額】 177,008 (174,048) 百万円】

○酪農経営安定のための支援

加工原料乳およびチーズ向け生乳を対象に助成金等を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を実施。持続的な経営を行う酪農家（飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。

加工原料乳生産者補給金	〔所要額〕 22,743 (22,353) 百万円
チーズ向け生乳供給安定対策事業 ※	〔所要額〕 8,767 (8,767) 百万円
加工原料乳等生産者経営安定対策事業の継続 持続的酪農経営支援事業 ※	
(前年度：酪農環境負荷軽減支援事業)	〔所要額〕 6,229 (6,229) 百万円

○肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付。

肉用子牛生産者補給金	〔所要額〕 21,296 (21,290) 百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	〔所要額〕 15,877 (13,312) 百万円

○肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施。

肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業	〔所要額〕 86,942 (86,942) 百万円
	※24年度補正予算による積み増しあり

○養豚経営安定のための支援

養豚経営の収益性が悪化した場合に、生産者と国の積立金から、粗収益と生産コストの差額の8割を補填金として交付。

養豚経営安定対策事業	〔所要額〕 9,966 (9,966) 百万円
	※24年度補正予算による積み増しあり

その他のALIC畜産業振興事業

() 内は24年度

【所要額】 17,596 (14,173) 百万円

(所要額)

○酪農経営安定対策補完事業 (拡充) 818 (484) 百万円

- ・ 傷病時のヘルパー利用の円滑化に加え、ヘルパーを活用した生産基盤の強化等地域の自主的な取組を支援 (拡充)
- ・ 生乳の品質改善や生産性向上、遺伝子情報を利用した改良体制の強化を行う牛群検定組合の取組を支援 (拡充)

○酪農生産基盤回復緊急支援事業（新規） 1,003（0）百万円

- ・都府県の生乳生産基盤の維持・回復を図るため、生産基盤回復計画に基づき、地域における乳牛の維持・継承、飼養管理技術の改善等の取組を行う酪農家の集団を支援

○加工原料乳確保緊急対策事業（新規） 543（0）百万円

- ・生産者の計画を踏まえて加工原料乳の確保に向けた取組を緊急的に行う指定団体に対し、加工原料乳1kg当たり30銭相当を交付

○肉用牛経営安定対策補完事業（拡充） 3,326（2,077）百万円

- ・優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な繁殖経営の育成を支援（拡充）
- ・農協等が飼養管理施設を整備し、新規参入者に貸付ける取組を支援（拡充）
- ・繁殖雌牛の増頭等のための簡易牛舎の整備・改造等を支援（新規）
- ・地域の肉用牛改良に必要な優良な繁殖雌牛の導入を支援（新規）
- ・肉用牛ヘルパーの推進を支援
- ・地方特定品種の生産や離島等における肉用子牛の集出荷等を支援
- ・肉用子牛等の預託の取組を支援（拡充）

○食肉流通改善合理化支援事業（拡充） 2,586（1,984）百万円

- ・国産牛肉の加工品試作や入札販売会等の取組を支援（新規）
- ・産地食肉センターや家畜市場等の設備の改善、食肉卸売市場の機能強化、食肉卸売経営の安定化、食肉小売機能の高度化の取組を支援

○畜産高度化支援リース事業 貸付枠：3,955（4,757）百万円

- ・堆肥保管、畜産環境整備や食肉販売等の合理化、生乳流通の効率化に必要な施設のリース方式による導入を支援

大家畜・養豚特別支援資金融資枠：500億円

○畜産特別支援資金融通事業 畜産経営改善緊急支援資金融資枠：500億円ほか

※24年度補正予算による措置あり

- ・配合飼料価格の高騰等により負債の償還に支障を来している経営に対し、負債の一括借換等長期・低利の資金を融資。
- ・家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通。

○家畜防疫互助基金支援事業 基金規模：3,884（3,884）百万円

- ・口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合に備えた互助基金の造成を支援

○国産畜産物安心確保等支援事業 465 (787) 百万円

- ・家畜個体識別システムの円滑な運用、BSE発生農家の経営再建、鳥インフルエンザ発生時における食鳥処理の円滑化等を支援

○畜産副産物適正処分等推進事業 6,886 (6,894) 百万円

- ・BSE発生を踏まえた牛肉骨粉や牛せき柱の適正処分等を支援

詳しくは、以下のホームページを参照ください。

【農林水産省畜産部ホームページ】

<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/>

(参考) 平成25年度 畜産物価格等の決定

1. 加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量

	24年度	25年度
補給金単価	12.20円/kg	12.55円/kg
限度数量	183万t	181万t

2. 指定食肉の安定価格 (単位: 円/kg)

		24年度	25年度
豚肉	安定上位価格	545	550
	安定基準価格	400	405
牛肉	安定上位価格	1,060	1,070
	安定基準価格	815	825

3. 肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格 (単位: 円/頭)

		24年度	25年度
保証基準価格	黒毛和種	310,000	320,000
	褐毛和種	285,000	292,000
	その他の肉専用種	204,000	209,000
	乳用種	116,000	122,000
	交雑種	181,000	188,000
合理化目標価格	黒毛和種	268,000	273,000
	褐毛和種	247,000	251,000
	その他の肉専用種	142,000	144,000
	乳用種	83,000	86,000
	交雑種	138,000	142,000

今回の合理化目標価格の適用期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

セミナー

生産技術

中小規模畜産経営のためのエコフィード給与の現状と課題

第2回 エコフィードに関する法規と入手方法

(有)環境テクシス 高橋 慶

前回はエコフィードの定義と意義について触れましたが、今回はエコフィードに関する法規と入手方法について解説します。

現在はエコフィードの給与試験などが多くの試験研究機関で取り組まれており、さまざまなデータの蓄積が行われています。しかし、「どうやってエコフィード原料を集めるのか、入手するか」ということはあまり気に留められていないように思います。当たり前ですが、どんなに優れた材料でも、入手ができなければ利用することはできません。往々にして、「回収するコストが見合わない」「法規制のため運搬を委託できない」などの問題に直面しがちです。

当社（有限会社環境テクシス）はエコフィードの製造、流通に携わっていますが、どのように入手するかがエコフィードの利用の可否を決めるかなり重要なポイントであると考えています。現場での経験からエコフィード入手に関する諸問題について考えてみたいと思います。

エコフィードに関連する法規

エコフィード利用に当たって関連する法規で特に重要なものが――

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

の2つです。どちらも細かい要件と厳しい罰則が定められています。また――

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

も関連しますが、この法律ではエコフィード利用を推進するよう定められています。利用する立場からみると、エコフィードの供給拡大にうまく利用したい法律です。

1) 飼料安全法

飼料安全法で特に留意すべき点は動物性タンパク質の取り扱いです。牛を含む反すう動物には卵、牛乳以外の動物性タンパク質は原則的に給与できません。

無論、牛に魚のアラを与える人はいないと思いますが、要注意なのは加工食品です。意外なものにダシやビーフエキスなどの動物性タンパク質が含まれていることがあります。例えば、ビスケットなどの菓子類、インスタントラーメンなどの乾麺は要注意です。

表1 動物性タンパク質の取り扱い

《事業形態ごとの動物性タンパク質を含む食品残さ^注の飼料化区分表》

事業形態	事業場例	加工残さ、厨芥に該当するもの	製品に該当するもの
① 食品製造業 食品小売業 (②に該当するものを除く)	・食品製造工場、加工場 ・精肉店、鮮魚店、その他店舗内加工を行った上で小売を行う事業場(スーパー等小売店舗の当該部門を含む)	(製造加工工程からの残さ、店舗内加工に際して生じた残さ) ※動物性たん白質は条件付きで飼料利用可能(条件は、下欄参照)	(返品・在庫品・流通過程の破損品等の製品) 飼料に利用可能(鶏・豚用飼料用途に限る)
② 外食産業 (弁当・総菜等の食品小売業を含む)	・弁当、惣菜、パン等の製造・販売店(スーパー等小売店舗の当該部門を含む。) ・コンビニエンスストア ・給食センター ・レストラン、旅館 ・社員食堂、学校(給食)	(店舗(厨房)内加工に際して生じた厨房残さ(厨芥)) 飼料に利用可能(鶏・豚用飼料用途に限る)	(返品・在庫品・流通過程の破損品等の製品、食べ残し) 飼料に利用可能(鶏・豚用飼料用途に限る)

注: 枝肉を取り扱っている事業場は、業態①と同じ扱い。

注: この区分表の対象は、肉や魚など、ほ乳動物・家きん・魚に由来する動物性たん白質を含む食品残さです。ただし、卵及び乳のみに由来するたん白質は、全ての家畜向けの飼料原料に利用可能です。

出典: 飼料安全法における動物性たん白質を含む原料の飼料への使用規制(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)のAからK及びその関連告示)より

(出典 (独)農林水産消費安全技術センター (FAMIC))

また、豚に給与する場合も魚のアラなどを取り扱うためには「農林水産大臣の確認」という手続きが必要となります。表1に動物性タンパク質の取り扱いについてまとめましたので確認してください。

また、エコフィード利用に関する飼料安全法の解説として、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」が作られています。

この中では、品質管理の手法や、保存すべき帳票などについても詳しくふれられており、畜産農家においてもこれらを順守していくことが求められています。

飼料安全法における動物性タンパク質の取り扱いに関して不明な点があれば、近くの農林水産消費安全技術センターに問い合わせを行い、逐次確認を行うことをお勧めします。

2) 廃掃法

エコフィードを利用する際に、それが「廃棄物」として取り扱われている場合、廃掃法の制約も受けることとなります。畜産農家が直接食品メーカーや飲食店などを取り引きを行う場合、特に注意が必要です。

① 廃棄物とは

まず、廃棄物の定義が問題となります。廃掃法では「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であつて、固形状又は液状のもの」と定義されていますが、環境省の見解では総合判断説というものを取っています。乱暴ないい方をすると、ゴミのようなものは廃棄物であるという考え方で。しかし、実際は廃棄物行政の行政実務担当者は価格による判断を行うケースが多いよ

うです。ものを受け取る際に対価を受領する場合は、廃棄物と見なし、逆に対価を支払う場合は、廃棄物ではなく有価物と判断するという事です。

お金をもらってもものを受け取った場合、それを不法投棄すると不当利益となります。逆に、お金を払って手にいられたものの場合、捨てることにより損失が発生するため、利益を得るためにすぐに捨てられることはありません。

そこで適正処理を担保するために、お金をもらってもものを受け入れる際には許可が必要となるわけです。「きちんと豚に食べさせているから処理はできている」「昔からお金をもらっていたから」というのは違法行為と判断されます。

逆に言えば、お金を出して廃棄物を購入すれば有価物とみなされ、(原則的には)許可は不要となる訳です。

②廃棄物の種類

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区別されます。取り扱うにはそれぞれ別の許可が必要となります。一般廃棄物は事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物に区別されますが、これは法律的には区別がありませんので許可と

しては同一です。

食品系の廃棄物は排出事業者の業種によって一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。

特に注意が必要なのが動植物性残さの取り扱いです。全く同じ野菜くずであっても、食品工場から出てくると産業廃棄物になり、スーパーから出てくると一般廃棄物となります。例えば産業廃棄物の許可しか有していないのに一般廃棄物を取り扱っていると無許可営業となり、重大な罰則があります。

エコフィード原料としてみた場合、産業廃棄物は比較的安定した量や品質が確保されやすいのに対し、一般廃棄物はいわゆる食べ残し系のものが多く、品質は産業廃棄物に比べ劣ることが多いです。また、一般廃棄物は動物性タンパク質が混入しやすいため牛への給与は難しいと思われれます。

③許可を取るために必要な条件

産業廃棄物、一般廃棄物の許可を取得している畜産農家も多くはありませんが、許可を取得すべきかどうかは後述のように判断が分かれるところですが、いくつかのポイントさえ押さえれば産業廃棄物処分業の許可は畜産農家でも新規取得することは可能です。

(表2) 食品系廃棄物の法区分

廃棄物の種類	事業所の業種	廃棄物の区別
動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業	産業廃棄物
	上記以外の事業所	一般廃棄物
廃油 廃酸 廃アルカリ	全ての事業所	産業廃棄物

- ・処理を行う設備があること
- ・立地条件が法律、条例をクリアしていること
- ・代表者、役員等が講習会を終了していること
- ・経営的な基礎が問題ないこと（債務超過でないこと）。

特に立地条件は非常に重要で、逆に言う立場場所がよければ許可取得は容易です。一方、一般廃棄物処分業の許可は個々の自治体の判断に委ねられているため、許可取得できるかどうかは一概にはいえません。

3) 食品リサイクル法

食品リサイクル法では業種に応じて食品リサイクルの目標値を設定しています。食品リサイクル法の指針では「飼料化は優先的に選択することが重要である」とあります。残念ながら中小企業では食品リサイクル法について十分に把握していないことも多いですが、エコフィードに関して法的な後押しがあることは利用側からもPRしていきたいものです。

エコフィードの入手方法

エコフィードを入手するにはさまざまなルートがありますが、畜産農家の経営形態によって向き不向きがあります。

1) 畜産農家が直接食品関連事業所に引き取りに行く

近年少なくなってきていますが、食品メーカーや学校給食などの直接引き取りは一部の

畜産農家で現在も行われています。

メリット	直接取引のためコストが抑えられる
デメリット	回収の人件費等のコストが発生する 確実に回収する必要がある 処分費用をもらうためには許可が必要 排出量の変動がある

食品メーカーの担当者と話していると、「養豚農家が取りに来てくれていたけど、時々来ないことがあり困るのでお願いするのをやめた」といった話を聞くことがあります。確実に引き取ること、急に取りに来て欲しいと言われたときにも対応できることが求められます。また、回収のトラックや人員も確保する必要があります。

2) 業者からの購入

①未加工商品

現在、乾麺やパン、フスマなどハンドリングのよい商品はエコフィード取扱業者によって単味飼料として流通することが多くなっています。

メリット	さまざまな商品を必要なだけ入手することができる
デメリット	業者手数料の分割高となる

一番のメリットはエコフィードにつきものである量の変動の影響を緩和できることです。取扱業者は複数の食品関連事業所と複数の畜産農家と取り引きを行っているため、排出量の変動した場合畜産農家間で量の調整を行うことができます。単味飼料を取り扱っている飼料代理店では菓子くずなどを取り扱っているケースも多くあります。

②加工商品

食品残さを加工して乾燥エコフィードやリキッドフィーディングスープを製造している事業者が全国的に増加しています。

メリット	比較的安定供給され、コストも安価である場合が多い
デメリット	供給量に限りがある種類を選ぶことが難しい 牛向け（A飼料）は対応していない場合が多い 粗脂肪含量が高い場合が多い

ニーズに合致した飼料があればメリットは大きいですが、成分などをよく確認して利用する必要があります。一般廃棄物を原料としている場合が多いですが、その場合、脂肪含量などが高くなりがちなので注意が必要です。

3) 廃棄物処分の許可を取得し、食品残さを受け入れる

産業廃棄物または一般廃棄物処分業の許可があれば受け入れの際に費用を受け取ることが可能です。許可があれば、1)の直接引き取りに行く場合でも費用を受け取ることができますが、処分業の許可があれば廃棄物収集運搬業者からの持ち込みも期待できます。

メリット	処分費用を受け取ることができ、飼料製造により売上となる
デメリット	許認可の取得及び維持に手間がかかる 受入量の調整が困難 処分費用を受け取ることができるのは品質が低いものが多い

処分業の許可があれば残さの受け取りの際にも費用を受け取ることができるため飼料製造で利益が出て、畜産物も売れるので両方で

儲かる……と思われがちですが、処分費用を受け取ることにはデメリットもあります。

最大のデメリットは受入量の調整が難しいことです。畜産農家の場合、急にたくさんの残さが持ち込まれても使えるエサの量は一定です。規模が非常に大きい農家でしたらたくさんの事業者と取り引きし、量の平準化を図ることができますが、小規模農家の場合一軒の事業者からの変動が全体に及ぼす影響が大きくなります。また、前回も書きましたが、良質な食品残さは取り合いになってきていますので、処分費用を受け取ることが難しくなっています。

ただし、水分が多いものに関してはまだ処分費用を受け取ることができるケースが多いです。このため、豚のリキッドフィーディングや牛のTMRなど、水分が多い原料を使用することができる飼料の場合は廃棄物処分の許可取得の意義があります。

個人的には廃棄物処分業の許可は規模が大きい場合と給餌がリキッドフィーディングやTMRの場合には取得のメリットがあるが、それ以外はデメリットが大きいと考えています。

いずれにしても、廃棄物の許可取得に関してはこの関係に詳しい行政書士などに相談されることをお勧めします。

今回はエコフィードを取り扱うに当たって農場に必要な設備について述べたいと思います。

(筆者：(有)環境テクシス代表取締役)

セミナー

経営技術

畜産経営分析の視点を学ぼう③ 貸借対照表の見方 —早期改善のための畜産経営支援マニュアルより—

編集部

「早期改善のための畜産経営支援マニュアル（平成24年3月、畜産経営支援協議会発行、以下「本マニュアル」）」の掲載内容紹介。第3回は、畜産経営の経営分析（経営成果の把握）にあたって必要となる基礎知識のうち、貸借対照表を中心に説明します。

貸借対照表（資産負債調）

貸借対照表は、経営の財政状態を表しています。具体的には、1年間の期首（1月）と期末（12月）の一つの時点の資産の保有状況とその調達方法である資金の借入状況や未払い状況、資本の状況等を捉え、経営の体力・安全性を表しています。

通常は、下記のような式になっています（これを貸借対照表等式とよびます）。

$$\text{資産} = \text{負債} + \text{資本}$$

図2の12月31日の期末では、資産は30,044,214円、負債は8,916,492円、資本は21,127,722円になります。

貸借対照表の「資産の部」から現金化しやすい資産（流動資産）と「負債・資本の部」から短期で支払わなければならない負債（流動負債）をそれぞれ抜き出すと、経営の安全性を見る指標の一つである「流動比率」を把握することができます。

$$\text{流動比率} (\%)$$

$$= \text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

さらに、現金や預金等もっと現金化しやすい資産（当座資産）だけを抜き出せば、「当座比率」を見ることができます。

$$\text{当座比率} (\%)$$

$$= \text{当座資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

資産

次に資産を見ていきたいと思います。図2を基に資産を分類すると図3のようになります。

資産は大きくは流動資産と固定資産に分けることができます。また、流動資産は当座資産と棚卸資産に分けることができます。

図2における各勘定科目の期末・期首・平均残高を図3の右端に整理しています。この勘定科目から、流動資産と固定資産の違い、または当座資産と棚卸資産の違いを類推できるでしょう。

固定資産は、①1年以上経営の中に存在する、②取得価額（取得原価）が10万円以上と

図1 畜産経営事例の損益計算書例

平成 年分所得税青色申告決算書 (農業所得用)

住所 〇〇県××町1234-5	業種名 肉用牛経営	事務所所在地 依頼税理士等
フリガナ 氏名 山地 牧男	農園名 山地牧場	氏名(名称) 電話
	電話番号 012-234-6789	電話

収入 経費 各種引当金・準備金等

損益計算書 (自 1月 1日 至 12月 31日)

収入		経費		各種引当金・準備金等	
目	金額(円)	目	金額(円)	目	金額(円)
販売金額 ①	31157700	作業用衣料費 ⑮	19984	差引金額 (⑦-⑧)	10795169
販手数料金額 ②	661600	農業共済掛金 ⑯	2678074	貸倒引当金 ⑳	
雑収入 ③	275338	減価償却費 ㉑	2001049	繰戻引当金 ㉒	
小計(①+②-③) ④	34572638	荷造運賃手数料 ㉓	1323696	計 ⑳+㉑+㉒	
農産物の1期首 ⑤		雇人費 ㉔		専従者給与 ㉕	2000000
期末 ⑥		利子割引料 ㉖	266180	貸倒引当金 ㉗	
計 (④-⑤+⑥) ⑦	34572638	地代・賃借料 ㉘	6730000	計 ㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	2000000
租税公課 ⑧	114600	土地改良費 ㉙		計 ㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	2000000
種苗費 ⑨	230082	廃牛売却原価 ㉚	2314620	計 ㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	2000000
畜畜費 ⑩	1246526	事務通信費 ㉛	667482	計 ㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	2000000
肥料費 ⑪	44856	雑費 ㉜	509628	計 ㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	2000000
飼料費 ⑫	6628374	小計 ㉝	25047151	計 ㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	2000000
農具費 ⑬	27094	農産物以外 期首 ㉞	3676718	計 ㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	2000000
農衛生費 ⑭	1444976	の棚卸高 期末 ㉟	4946400	計 ㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	2000000
諸材料費 ⑰	1534998	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用 ㉡		計 ㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	2000000
修繕費 ⑱	2210296	計 (㉝+㉞-㉟+㉡) ㉢	23777469	計 ㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	2000000
動力光熱費 ㉑	1111636			計 ㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	2000000

①～⑱ 特例のうち、適用年について特別の適用を受ける金額
 ●青色申告特別控除については、「決算の下引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。
 ◎下の欄には、書かないでください。

図2 畜産経営事例の貸借対照表例

貸借対照表 (資産負債調)

(平成 年 12月 31日現在)

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	1月1日(期首)	12月31日(期末)	科 目	1月1日(期首)	12月31日(期末)
現金	52,784	83,452	買掛金	2,478,944	3,145,900
普通預金	196,354	137,310	借入金	8,274,442	5,770,592
定期預金	2,507,108	1,907,108	未払金		
その他の預金			前受金		
売掛金			預り金		
未収金	54,800	618,320			
有価証券					
農産物等					
未収穫農産物等	3,676,718	4,946,400			
未成熟の異樹育成中の牛馬等					
肥料その他の貯蔵品					
前払金					
貸付金					
建物・構築物	8,024,697	7,367,539	貸倒引当金		
農機具等	1,801,093	1,410,185			
果樹・牛馬等	5,532,126	4,971,341			
土地					
土地改良事業受益者負担金					
			事業主借		1,240,259
			元入金	11,092,294	11,092,294
事業主貸		8,602,559	青色申告特別控除前の所得金額		8,795,169
合 計	21,845,680	30,044,214	合 計	21,845,680	30,044,214

●65万円内の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。
 (注)「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

図3 資産の分類 (図2から)

<資産の分類(期末残高)>							
資産	流動資産	7,692,590	当座資産	2,746,190	現金	83,452	
			棚卸資産	4,946,400	普通預金	137,310	
	固定資産	13,749,065			定期預金	1,907,108	
					未収金	618,320	
					計	2,746,190	
					未收穫農産物等	4,946,400	
					建物・構築物	7,367,539	
					農機具等	1,410,185	
					果樹・牛馬等	4,971,341	
					計	13,749,065	
<資産の分類(期首残高)>							
資産	流動資産	6,487,764	当座資産	2,811,046	現金	52,784	
			棚卸資産	3,676,718	普通預金	196,354	
	固定資産	15,357,916			定期預金	2,507,108	
					未収金	54,800	
					計	2,811,046	
					未收穫農産物等	3,676,718	
					建物・構築物	8,024,697	
					農機具等	1,801,093	
					果樹・牛馬等	5,532,126	
					計	15,357,916	
<資産の分類(平均残高)>							
資産	流動資産	7,090,177	当座資産	2,778,618	現金	68,118	
			棚卸資産	4,311,559	普通預金	166,832	
	固定資産	14,553,491			定期預金	2,207,108	
					未収金	336,560	
					計	2,778,618	
					未收穫農産物等	4,311,559	
					建物・構築物	7,696,118	
					農機具等	1,605,639	
					果樹・牛馬等	5,251,734	
					計	14,553,491	

いう2つの条件を充足するものです。それ以外は、流動資産になります。

当座資産は現金および短期間で換金可能な資産です。短期間で換金可能な資産の中には売掛金や未収金のような債権も含まれています。

棚卸資産は、①農産物、②仕掛品、③原材料に大きく分けることができます。具体的な勘定科目では、下記のように対応しています。

- ①農産物 = 農産物等
- ②仕掛品 = 未收穫農産物等、未成熟の果樹・育成中の牛馬等
- ③原材料 = 肥料その他の貯蔵品

②の仕掛品で、「未收穫農産物等」と「未成熟の果樹・育成中の牛馬等」の違いは、前者が肥育畜（肥育牛や肥育豚）であり、後者が酪農の経産牛および肉用牛の繁殖雌牛の育成牛です（詳しくは、前号で紹介した「育成費用」を参照して下さい）。

なお、資産では流動性という用語が重要になってきます。流動性を言い換えれば、換金可能性とも言えるでしょう。流動性（換金可能性）を大小関係で表すと、以下のようになります。

流動資産	>	固定資産
当座資産	>	棚卸資産 > 固定資産

負債



負債は大きく①流動負債と②固定負債に分けることができます。

固定負債は償還期限が1年以上の負債です。償還期限が1年未満の負債は流動負債になります。

図2では、買掛金3,145,900円が流動負債になります。借入金5,770,592円は、このままでは流動負債か固定負債か分かりません。すなわち、借入金の内訳が必要になります。短期借入金が流動負債、長期借入金が固定負債になります。

以下の経営分析では、借入金5,770,592円を長期借入金として計算しています。

資本



事業主貸、事業主借、控除前所得は資本のグループに属します。これらを考慮した次年度期首の元入金は以下のように計算されます。

次年度期首の元入金 (12,525,163円)
= 本年度期末の元入金 + 事業主借
(11,092,294円) (1,240,259円)
- 事業主貸 + 控除前所得
(8,602,559円) (8,795,169円)

従って、事業主借と控除前所得が次年度期首の元入金を大きくし、事業主貸が次年度期首の元入金を小さくします。

控除前所得の8,795,169円は損益計算書(図1)の④と同一の金額であることに留意して下さい。前述のように、個人経営の場合、事業主の労働報酬部分を経費に含めることは

できません。しかし、それでは事業主はただ働きになってしまいます。事業主が必要とする生活費はどこから調達すれば良いのかという疑問がでできます。実は、事業主は貸借対照表の資産の処分を自由に行い、生活費に充当することができるのです。この点が個人経営と法人経営との違いです。それが事業主貸です。事業主貸は下記のように考えると分かりやすいでしょう。

事業主貸

= (経営が) 事業主に (資金を) 貸す

すなわち、主語が経営であることに留意して下さい。経営から資金が持ち出されるので減資になります。同様に、事業主借は下記のように考えると分かりやすいでしょう。

事業主借

= (経営が) 事業主に (資金を) 借りる

すなわち、経営に資金が持ち込まれるので増資になります。図2の事例では、事業主貸が事業主借を7,362,300円だけ上回っていることになります。従って、トータルでは7,362,300円の減資になっているのです。

事業主は、経営から自由に資金を持ち出せるからといっても減資になることを忘れてはいけません。経営の安定や成長には資本の充実が不可分ですので、減資が続くと経営の成長や安定を損なうことになります。

※本マニュアルでは財務諸表をイメージしやすいよう、所得税青色申告決算書の財務諸表様式を用いています。すなわち、個人経営を対象に話を進めます。よって、「損益計算書」「貸借対照表」という言葉は、特段の断り書きがない限り、青色申告決算書の各様式を指していますのでご留意ください。

お知らせ

各種補填金・交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の肥育牛補填金単価〔平成24年12月〕

牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成24年度の補填金について、肉用牛肥育経営の資金繰りが改善されるまでの間、月ごとに支払う方式を継続します。

（独）農畜産業振興機構は、平成24年12月に販売された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第5の6の(10)のアの(ア)の肥育牛補填金の単価については、表1の通り公表しました。

また、補填金の支払いは、2月下旬に行うこととしています。

なお、青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県、宮崎県、熊本県および鹿児島県については、平成24年12月に販売された生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱附則10、19および22の肥育牛補填金の単価について、表2の通り公表しました。

（表1）肥育牛補填金の単価の算定

単位：円／頭

区 分	肉専用種	交 雑 種	乳 用 種
平均粗収益 (A)	936,856	570,482	297,614
平均生産費 (B)	892,508	635,687	382,649
差額 (C)=(A)-(B)	44,348	△ 65,205	△ 85,035
補填金単価 (C)× 0.8	—	52,100	68,000

注：100円未満切り捨て

（表2）肥育牛補填金単価

（生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛）

肉専用種	交 雑 種	乳 用 種
—	39,000円	51,000円

注：本事業は、新たな事業として基金の運営、管理を平成22年4月から開始したことから、補填金交付額に見合う財源を確保できない場合、肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）同様に、上記補填金単価を減額することがあります。

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）
 第5の6の(10)のアの(イ)
 県団体は、肥育安定基金の全額を取り崩してもなお支払うべき肥育牛補填金の額に不足が生じる場合は、理事長の承認を受けて、補填金単価を減額することができるものとする。

2. 肉用子牛の平均売買価格及び生産者補給金交付単価〔平成24年度第2四半期〕

農林水産省は、平成25年1月21日官報で、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の平成24年度第3四半期（平成24年10月から12月まで）の平均売買価格及び補給金単価を表3の通り公表しました。

（表3）肉用子牛の平均売買価格及び補給金単価

単位：円／頭

		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		310,000	285,000	204,000	116,000	181,000
合理化目標価格		268,000	247,000	142,000	83,000	138,000
24年度 第3四半期	平均売買価格	424,800	376,800	137,800	97,800	222,700
	補給金単価	—	—	65,780	18,200	—

3. 肉用牛繁殖経営支援事業に係る四半期別品種区分別支援交付金単価〔平成24年度第3四半期〕

（独）農畜産業振興機構は、平成24年度第3四半期における販売又は自家保留された肉用子牛に係る肉用牛繁殖経営支援事業実施要綱第3の4の(1)に規定する支援交付金の単価を表4の通り公表しました。

（表4）肉用子牛の平均売買価格及び支援交付金単価

単位：円／頭

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
①保証基準価格	310,000	285,000	204,000
②24年度第3四半期平均売買価格	424,800	376,800	137,800
③発動基準	380,000	350,000	250,000
④支援交付金単価 (③-② (②<①の場合は①))×3/4	—	—	34,500

注：100円未満切り捨て

4. 養豚経営安定対策事業の養豚補填金単価〔平成24年度第3四半期〕

（独）農畜産業振興機構は、平成24年度第3四半期に販売された交付対象の事業対象肉豚に適用する養豚経営安定対策事業実施要綱第4の2の(7)のアの養豚補填金単価を表5の通り公表しました。

（表5）養豚補填金単価の算定

豚枝肉平均価格（平成24年10月から12月の中央卸売市場及び指定市場における「並」規格以上の重量加重平均価格）	(A)	豚枝肉 1 kg当たり 390円
保証基準価格	(B)	豚枝肉 1 kg当たり 460円
保証基準価格と豚枝肉平均価格の差額	(C)=(B)-(A)	豚枝肉 1 kg当たり 70円
1頭当たりの養豚補填金単価 (C)×0.8×77kg ※10円未満切り捨て		1頭当たり 4,310円

注：確定は、第3四半期の生産者負担金の納付後となります。

あいであ & アイデア

ロールベールのラップをはがした後に飼料をストックできるミニサイロ「くるくるむく蔵」

(独)農研機構 中央農業総合研究センター 吉田治男・江波戸宗大

飼料イネの栽培面積が拡大するに従って、専用収穫機で調整された飼料イネのロールベールが流通するようになりました。このロールベールは200～350kgもの分量があるため、頭数規模の少ない畜産農家、特に繁殖農家では、ロールベール丸々1個を直ちに使いきれません。また、ロールベール状になっている飼料イネはベールグラブやローダー等の重機を持っていないと取り扱いが大変で、機械装備が整っていない農家には導入が難しい状況でした。そこで、ロールベール状になった飼料を小規模畜産農家でも扱いやすくし、ハンドリング向上と給餌作業の軽労化を図ることを目的に牛舎脇にも置けるロールベール1個分のミニサイロを開発しました。



装置の外形寸法：1.65m(L)×1.55m(W)×1.20m(H) 218kg

アイデアの発想

中央農業総合研究センター関東飼料イネ研究チーム（現在：耕畜連携飼料生産研究チーム）では、水田を有効活用して飼料自給率を向上させることを目標に、飼料イネの栽培から収穫までの一連の技術開発、さらに、収穫した飼料稲発酵粗飼料の品質向上と利用促進を研究対象としていました。

その研究の中で、ロールベールの発酵状況をチェックするため、数多くのロールベールを剥く作業がありました。ロールベール成形用のトワイン（ひも）やネットを残さず取り外すのに意外に手間がかかり、なんとか楽にできる方法がないものかと考えました。

ロールベール活用型ミニサイロの概要

ロールベール活用型ミニサイロ「くるくるむく蔵」は、底面がターンテーブルになっていて左右自在に回転するので、トワインやネットの端をつかんで引っ張れば、名前の通りにくるくるとトワインやネットが取れてくる仕組みになっています。トワインやネットが外れた時に飼料がまわりにこぼれ落ちないように側面カバーが付いているのがポイントです。

側面カバーを観音開きにして、ターンテーブルの上にロールベールを置いて、ラップを剥ぎます。側面カバーを閉じて、側面カバーの窓からトワインやネットを引っ張れば、飼料中にトワインやネットの屑が残らず、きれいに手早くトワインやネットを取り外せます。上に

ブルーシートや板などを被せれば、飼料の乾燥を防ぎ、品質の劣化を遅らせることができます。また、ミニサイロ内に保管してあるため、飼料を散乱させることなく、野生動物などからの食害も防ぐこともできるので、衛生面からも牛舎周りを清潔に保てます。

側面カバーの下部は一部がスライド式に取り外せる構造になっており、そこから飼料を少しずつ取り出せます。この穴の位置は、給餌に使うコンテナを下に置いた時にちょうど良い高さになっており、幅もコンテナに合わせてあるため、給餌作業を効率よく行えます。この穴は左右2カ所に空いており、給餌作業時の動線をコンパクトにでき、設置場所を選びません。また、2人同時に給餌作業を行うこともできます。

このミニサイロでは飼料を常に穴の手前から取り出せる点も便利です。ミニサイロの底面がターンテーブルになっているため、ターンテーブルを少し回してやれば、飼料が奥のほうからどんどん手前の方に出てくるからです。

現在の仕様では場所は固定式になっており、フォークリフトで動かすようになっていますが、キャスターを付けたり、運搬車の上に載せたりすることで、さらに給餌作業の効率化が図れると考えています。

まとめ

ロールベール活用型ミニサイロは、優れた創意工夫により職域における技術の改善向上に貢献したと評価され、平成23年度科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞しました。昨年に「あいであ&アイデア」のコーナーで紹介しました、可搬給飼柵「らくらくきゅうじくん」は放牧地やパドックで、今回のロールベール活用型ミニサイロ「くるくるむく蔵」は牛舎周りでロールベール状の飼料の無駄を少なくするのに役立つ器具です。この2つの器具を活用すれば、小規模畜産農家でもロールベール状の飼料をあらゆる場面で給餌できます。ちょっとしたアイデアをみんなで共有して、多くの方々に自給飼料を上手に使っていただき、地域ぐるみで耕畜連携を促進できればと考えております。

(筆者：(独)農研機構中央農業総合研究センター 耕畜連携飼料生産研究チーム)

